

学校体育施設等使用上の手続き及びお願い事項

(西山口小学校体育館、大須賀中学校運動場利用者)

団体登録について

- ・学校体育施設(屋内運動場・屋外運動場等)を利用するには、市への団体登録が必要です。
- ・個人への貸し出しはできません。(1 団体 10 名以上)
- ・団体登録は、年度ごと更新が必要となります。各年度 1 月初旬から登録の更新が可能となります。
- ・登録内容に変更があった場合は、その都、「オンライン申請」と「予約システムアカウント設定の修正」が必要となります。(責任者の変更 等)
- ・申請時、**団体名簿の提出は必須**となります。(後日提出×)
※団体名簿については、「オンライン申請」の中で、直接入力かデータを添付するか 2 つの対応が可能となります。「名前、年齢、住所」が記載されたものであれば様式は問いません。
※構成員が多い場合は、主に活動する方のみでも構いません。(最低 10 名)
※市内在住小・中学生については住所欄に「所属学校名と学年(例：西山口小学校 6 年)」の記入でも構いません。
- ・団体の代表者は、**市内在中の成人以上の方**でないと登録を許可することができません。

【登録方法】

1 オンライン申請

URL : <https://logoform.jp/form/r3tv/813635>

オンライン申請



予約システム



2 予約システムでの団体登録

URL : <https://yoyacool.e-harp.jp/kakegawa>

- (1) スマートフォンで上記 QR コードを読み込むか、上記 URL を開き、申請フォームを開く
- (2) 「オンライン申請」、「予約システムでの団体登録」 2 つの申請が必要となります。
- (3) 管理者(市)の方で利用者審査を行い、審査結果が、登録したメールアドレスに送られてくる
※「許可」の通知が届きましたら、予約システムを活用して予約を行うことができます。
※利用者審査には、1 週間程度かかります。ご了承ください。

学校体育施設予約申込について

- ・予約は、利用予定日の 60 日前から利用日前日まで予約をすることができます。
- ・予約を済ませましたら、利用日の前日までに**利用料金のお支払い**を済ませてください。
※利用料金の支払いが完了しないと利用することができなくなります。
- ・料金の支払いが完了しますと、**利用日の 3 日前**に、登録したメールアドレスに暗証番号が送られてきます。
- ※利用日の 3 日前以降に予約をした場合は、利用料金の支払いが完了した時点で暗証番号が送られてきます。

・利用開始時刻の30分前から利用終了時刻の30分後まで暗証番号が有効となります。

※時間を過ぎてしまうと暗証番号が無効となり、キーボックスが開かなくなってしまいます。

・予約の変更または取消をする場合は、文化・スポーツ振興課（21-1159）までご連絡ください。祝祭日を除く毎週月曜日から金曜日（午前8時30分から午後5時00分まで）に対応しています。

※予約の取消は、管理者でないと行うことができません。（変更については、お金の支払いが完了していなければ利用者が変更することができます。）

※使用日の3日前までに変更または取消の申請を行わないと、取消料が施設使用料金の100%発生します。（令和8年8月以降の予約については、30日前から取消料が発生します。）

※他にも予約したい団体がいるかもしれないと考えて、常識ある予約をお願いします。

学校体育施設使用時間及び使用料について

【使用料】

区 分	規 模	午前8時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後5時30分 ～ 午後9時30分	備 考
屋 内 運動場	大 型	1,030 円	1,030 円	1,030 円	大型体育館を片面使用する 場合、中型の額とする。
	中 型	510 円	510 円	510 円	

※使用者が入場料（これに類するものを含む）を徴収する場合は、倍額とする。

区 分	午前8時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後5時00分 ～ 午後9時30分
屋 外 運動場	無 料		ナイター照明代として各学校の夜間照明施設管理委員会の定める額

1 屋内運動場(体育館)を使用する場合 ※減免団体

(1) 減免対象については「掛川市立学校屋内運動場使用料減免基準」参照

※文化・スポーツ振興課にお問い合わせください。

(2) スポーツ少年団に加入している団が使用する場合は、活動拠点に限り、全額減免する。ただし、団員が複数の学校区から構成される場合は、団員の所属小学校の体育館1日につき1箇所を条件として全額減免する。

2 屋外運動場(グラウンド)、これらに附帯する設備を使用する場合

(1) 屋外運動場、校舎及びこれらに附帯する設備を使用する際は、使用料は発生しません。

(2) 夜間に屋外運動場を使用する場合は、各学校の夜間照明施設管理委員会に入会する必要があります。入会する際は、管理委員会の代表と連絡を取り、手続きを行ってください。

※管理委員会代表者連絡先については、各校又は文化・スポーツ振興課にお問い合わせください。

学校体育施設等使用上のお願い

- ◎ 使用目的以外の使用はしないでください。
- ◎ 屋内運動場・屋外運動場は、あくまで学校体育施設であるため、すべての競技に対応することではできません。学校体育施設では設備が十分でないと判断される競技、施設を著しく損傷すると判断される競技については行わないでください。(例)体育館でのサッカーやフットサル
- ◎ 学校敷地内は全面禁煙です。一切の火気の使用、持ち込みはしないでください。
- ◎ 午前中に使用する場合は、**使用開始時間(8:00)**を厳守してください。また、**集合時間等**についても近隣住民の迷惑とならないように配慮してください。
- ◎ **駐車場等でのアイドリングや大きな声での会話等、近隣住民の迷惑となる行為は慎んでください。**
- ◎ 路上駐車はしないでください。また、学校敷地内においても学校の許可なく駐車場スペース以外には駐車しないでください。
- ◎ 使用終了後は、整理と清掃をし、全てを原形に復すと共に、電気の消灯及び戸締りを確認の上、午後9時30分には**退館・退場**してください。(学校によっては終了時刻が早まる場合があります。)
※水の出しっ放し等がないか見回りを徹底してください。
- ◎ ごみはお持ち帰りください。
- ◎ 夜間使用後は学校の門扉を必ず閉めてください。(開閉をお願いしている学校のみ)
※災害発生時に学校を避難所等として開設する可能性があるため、施設はしないでください。
- ◎ 屋内運動場を使用する場合は、専用のシューズを必ず着用してください。
- ◎ 館内での食事はしないでください。
- ◎ グラウンドへ車を乗り入れないでください。
- ◎ 許可された以外の施設への立ち入りと器具の使用はしないでください。
- ◎ 施設・備品等に損傷を与えた場合は、その損害を賠償していただくことがあります。
万が一、損傷を与えたときは、その大小にかかわらず必ず学校側に申し出てください。
- ◎ 貴重品等の管理は自己責任でお願いします。また、車上荒らしの被害に遭わないよう、車内に貴重品を残すことは避けてください。**※盗難・紛失等された場合、学校及び市では責任を負いかねます。**
- ◎ 使用者は、使用の権利を譲渡または転貸しないでください。
- ◎ 市に災害対策本部が設置された場合は、使用を中止します。(同報無線等で発令を確認)また、災害対策本部が学校施設を避難所等に指定した場合、使用許可は取消とします。
- ◎ **9月、12月の防災訓練実施日は活動を自粛してください。**
- ◎ 学校体育施設を御利用になる場合、怪我や物損等トラブルが起きてしまったときのために、スポーツ安全保険等各種保険への加入をおすすめしています。
- ◎ **新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、学校教育活動を継続するための感染拡大防止(換気の確保、手指衛生等)を実施していますので御協力をお願いします。**
- ◎ その他、学校側の指示に従ってください。

以上の事項等が守られない場合は、使用条件の変更や使用の停止または使用許可を取り消すことがあります。

利用団体の皆さんが気持ちよく使うことができるよう、施設や備品は丁寧に扱いましょう。